

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の概要

自動車運転代行業の認定等

1 認定(法第4条)

自動車運転代行業を営もうとする者は、自動車運転代行業の欠格事項に該当しないことについて、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

2 認定の申請(法第5条第1項、第2項)

(1) 自動車運転代行業の認定を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定める申請書を提出しなければならない。

この申請書には、政令で定める書類を添付しなくてはならない。

(2) 公安委員会は、申請者が法の定める欠格要件に該当しないと認めたときは、自動車運転代行業の認定をし、その者に対しその旨を通知しなければならない。

3 標識の掲示義務(法第6条)

自動車運転代行業者は、標識を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 変更の届出等(法第8条第1項)

自動車運転代行業者は、認定の申請の際に届け出た事項に変更があったときは、政令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

5 廃業等の届出(法第9条)

自動車運転代行業者は、自動車運転代行業を廃止したときは、遅延なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

自動車運転代行業者の遵守事項

1 料金の掲示(法第11条)

営業開始前に利用者から収受する料金を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように掲示しなければならない。

2 損害賠償措置を講ずべき義務(法第12条)

代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて国土交通省令で定める基準に適合するものを講じておかななければならない。

3 自動車運転代行業約款(法第 13 条)

営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定め、営業の開始前に国土交通大臣に届出をし、これを営業所の見やすい場所に掲示し、これを変更するときも、同様とする。

4 運転代行業務の従事制限(法第 14 条)

破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの、一定の刑に処せられて2年を経過していない者、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者、心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者などの法定の事由に該当する者を運転代行業務に従事させてはならない。

5 代行運転役務の提供の条件の説明(法第 15 条)

利用者に役務を提供するときは、料金や約款の概要等役務の内容について説明し、その説明に従って代行運転役務を提供しなければならない。

6 代行運転自動車標識の表示(法第 16 条)

代行運転役務を提供するときは、代行運転自動車に国家公安委員会規則で定める標識を表示しなければならない。

7 随伴用自動車の表示等(法第 17 条第1項)

随伴用自動車に、国土交通省令で定めるところにより、第4条の認定を受けて自動車運転代行業を営んでいる旨の表示その他の国土交通省令で定める表示等を示さなければならない。

8 利用者の利益の保護に関する指導(法第 18 条)

運転代行業務従事者に対し、当該業務を適正に実施させるため、料金の收受方法等、利用者の利益の保護に関する事項について指導しなければならない。

9 道路交通法の規定の読替え適用等(法第 19 条)

道路交通法に規定される下命容認行為の禁止、業務に関する最高速度違反や駐車違反等について、その再発を防止するために行う指示、同指示に違反した場合の営業の停止、安全運転管理者の選任に関する規定などについて、必要な読み替えにより適用されること。

10 帳簿等の備え付け(法第 20 条)

営業所ごとに、帳簿等を備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。

監督

1 帳簿等の備え付け(法第 20 条第 1 項、第 2 項)

- (1) 営業所ごとに運転代行業務従事者の名簿、その他その者による自動車の運転に関する帳簿等で国家公安委員会規則で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。
- (2) (1)に規定するもののほか、国土交通省令で定めるところにより、営業所ごとに苦情処理に関する帳簿その他の代行運転役務の提供に関する帳簿等を備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。

2 報告及び立入検査(法第 21 条)

公安委員会は、自動車運転代行業を営む者に、運転代行業務従事者に関する事項や業務の状況を把握するために必要な事項について報告又は資料の提出を求め、又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査できる

[代行運転自動車を運転しようとする者の二種免許取得義務]

道路交通法第 86 条第 5 項、第 6 項

第 5 項代行運転普通自動車を運転しようとする者は、普通第二種免許を受けなければならない。

第 6 項大型第二種免許又は中型第二種免許を受けた者は、第 2 項に規定するもののほか、代行運転普通自動車を運転することができる。